

埼玉県都市整備部設備課総合評価方式検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県都市整備部設備課が施行する、総合評価方式の評価方法の検討及び技術資料の審査を行うため、総合評価方式検討委員会（以下「委員会」という。）を設置して、総合評価に関する事項を検討することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合評価に関する次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 評価項目を選定すること
- 二 判定基準を作成すること
- 三 技術資料を審査すること
- 四 その他、一から三を実施する上で必要となる事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

- 一 委員長 副課長（電気、機械、県営住宅設備担当）の職にある者
- 二 副委員長 副課長（企画・設備技術・大規模担当）の職にある者
- 三 委員 第7条による事務局の企画・設備技術・大規模担当主幹
委員会審査案件の担当主幹

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 一 委員長に事故がある時は副委員長がその職務を代理する。
- 二 委員会は、前条に規定する構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 三 会議に必要な資料は該当工事の担当主幹が準備する。
- 四 会議は非公開とする。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、検討委員会の会議結果を設備課長に報告するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、企画・設備技術・大規模担当に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。